第5章 文化財の保存・活用に関する措置

第4章で示した文化財の保存・活用に関する5つの大方針に基づき、それぞれ実施すべき 措置を設定します。

○大方針1:文化財の把握・調査の充実

○大方針2:文化財の保存・活用の推進

○大方針3:文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進

○大方針4:文化財の危機管理の機能強化

○大方針5:文化財の保存・活用を支える体制の確立

措置の設定にあたっては、主体、時期について方向づけを行うとともに、費用が必要なものについては、想定する財源を明らかにします。

【措置の主体】

措置の主体は次のとおりとし、国や広島県、大学などの研究機関と連携しながら取組を推進します。

- ①「市」・・・本市の文化財担当課及び関係部局・機関
- ②「所有者」・・・有形文化財等の所有者・管理者、無形文化財等の保持者・保持団体
- ③「地域」・・・市民、自治会・町内会、学区まちづくり推進委員会、地域活動団体、 NPO法人、民間企業、その他関係団体

【実施の時期・期間】

本計画の計画期間は10年間としています。

この計画期間を前期(2年間)、中期(5年間)、後期(3年間)に分け、措置と実施時期 を設定します。

前期においては、本計画のもとに、これまでの事業を継続・拡充し、優先度の高い実現可能な新たな事業に着手します。

中期においては、前期の事業で継続・拡充するものに加え、前期では実施が難しいもの、 または時期的に中期に行うべき新たな事業の実施をめざします。

後期においては、中期に準じた対応を行うとともに、次期計画での取組を意図した検討・ 調整も行います。

今後、各事業の実施に向けては、必要に応じて文化財やその周辺環境、及び市民・地域活動団体や学識経験者などの意見を把握しながら、より詳細な事業の内容や実施時期を検討します。

【優先順位と重点措置】

本計画における措置については、次のように優先順位を検討します。

- 1 2024 年度から実施
- 2 前期 (2025年度) に実施
- 3 前期に実施内容を検討→実施
- 4 後期に実施
- 5 計画期間外(次期計画)に実施…今回は該当なし

こうした優先順位のうち前期に実施する措置(「1」及び「2」)かつ新規または拡充、及びすでに重点的に実施している措置を原則として重点措置に位置づけます。また、「3」に該当する措置のうち、市民の活動を促進し、特徴的な内容であると考えるものを重点措置に位置づけます。

【財源】

財源については、関係機関との協議及び庁内における調整を行い確保に努めます。

財源には、国(文化庁、他の省庁:国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等)、県(県費補助金)及び市財源(市債を含む)のほかに、ふるさと納税やクラウドファンティングなどの寄附金、寄附金を活用した基金などが考えられます。

加えて、市民活動に関しては、民間の助成団体による助成金の活用を促進します。

なお、厳しい財政状況のもと、事業実施年度の変更や期間の延長、事業内容の調整などが生じることも想定されることから、事業の見直しを含め実施をめざすこととします。

以上を整理し、次節以降の表では、財源を次のように表示します。

- 国(文化庁、他の省庁及びそれらの関係機関)
 - ・国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等

広島県 (略号「県」)

• 県費補助金

福山市(略号「市」)

• 市財源

その他(略号「他」)

- 寄附金
- ・民間の助成金
- ・所有者、団体などの事業費等

第1節 文化財の把握・調査の充実に関する措置

本節では、第4章第2節「1 文化財の把握・調査の充実」(大方針1)で示した分野別 方針ごとに措置を設定します。

なお、各種調査の定義は、次のとおりです。

◎各種調査の定義

【把握調査】・・・文化財の所在を指定・未指定に関わらず把握するための調査

【実態調査】・・・実物を対象にして、文化財の状態や価値等を明らかにする調査

【発掘調査】・・・開発協議等に際し、影響を受ける埋蔵文化財の記録保存のため、開発等の 事前に発掘する調査

【試掘調査】・・・埋蔵文化財の有無を確認するために、部分的に発掘する調査

【確認調査】・・・埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要を把握するために部分的に 発掘する調査

【比較調査】・・・文化財の特性を照らし合わせて行う調査

【分析調査】・・・文化財をいくらかの要素に分け、要素別に行う調査

表 5-1 「大方針 1 文化財の把握・調査の充実」に関する措置とその展開

(1/3)

1	K 0 1	. 7(7)	22-1			07/12	נזכו			(1	/ 0 /
						の主	本等			仅組時 其	
	分野	別方針		措置	◎:主(○:協:	本 力∙支拐	2	財源	前期	中期	後期
				★:重点措置	所有者	地域	市		~2025 (R7)	~2030 (R12)	~2033 (R15)
_	★ 1	1-1-1	新	①市民による文化財調査の実施	0	0	0	市·他			
-	査 し の 持	定発市	規	市民を中心として専門家や行政などが連携しながら							
100	方に続き	又見氏化の参		文化財の調査を推進し、地域に所在する文化財の把握							
).	他的しな	財任加		を行う。							
	ID実施)持続的な文化財の把握調	定文化財の把握発見の仕組みづくりと未指の上の上組みがありまれる。	新	②地域の宝の顕彰制度の検討★	0	0	0	市・他			
	財	握づるく女	規		_)	0	יון זיין ווי			
	の	り企	796	し今後の保護につなげるため、登録などを通じて地域							
	握	りと未指の再		の宝として顕彰する制度の創設を検討する。							
4	更 (万)	1-2-1	継		0		0	市·他			
ľ	直文	研分空野	続								
5	の出	の別		(試掘調査・確認調査)や記録保存などを継続的に実施し、埋蔵文化財の保護と本市の歴史文化の解明に努							
1	西直の顕在化と) 文化財の東	研究の推進		他し、生蔵文化別の保護と平川の歴文文化の解例に劣める。							
1	直の顕在化文化財の専門	化化	継		0		0	市・他			
	的	財の	続								
	な	化財の専門		有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施							
	的な調査研究と	門的		する。 							
	葫	おな	継	③伝統的建造物の調査	0	0	0	市·他			
	究上	的な調査	続								
	۲	且		建造物の把握調査などを実施する。							

※事業の主体等

所有者:有形文化財等の所有者・管理者、無形文化財等の保持者・団体

地域:市民、自治会・町内会、学区まちづくり推進委員会、地域活動団体、NPO法人、民間企業、

その他関係団体

※取組時期

----: 実施 : 実施内容を検討→□実施 ---: 実施内容を検討

(2/3)

					の主	本等		I	D組時期	玥
分!	野別方針		措置	◎:主(体 力∙支援	<u> </u>	財源	前期	中期	後期
,,,	-1,7,1,2,-1		★:重点措置		地域		7411111	~2025 (R7)	~2030 (R12)	~2033 (R15)
	1-2-1	tr	④無形文化財実態調査★	ЛЯН		(li	市・他	(R/)	(RIZ)	(R13)
2		-1 "	世い手の減少などによって保存継承が危惧される祭	_		•	שורינוו			
文化	一品奶	76	りや年中行事、民俗芸能、食文化、伝統産業などの無							
一財	究別		形文化財の現地調査を実施する。							
の	査研究の推進	新	⑤天然記念物の把握調査★	0	0	0	市・他			
胃門	進化	規				0	1,1,10			
的	財の		施する。							
な調	専	拡	⑥①~⑤以外の文化財の把握調査	0	0	0	市・他			
査	専門的	充	指定・未指定、有形・無形に関わらず必要に応じて							
研究	お調		各種調査を実施し、実態の把握や記録保存などに努め							
光と			ప 。							
(2)文化財の専門的な調査研究と価値の顕在化	1-2-2	-1	①所蔵資料(資料館・博物館等)の継続的な整理・調査	0		0	市·他			
1但 の	資 料 館	続								
顕	育館		継続的に整理・調査を実施し、適切に保存するととも							
在北			に、展示などを通じて市民へ調査成果の還元を行う。				/il.			
10	物物		②収蔵施設の運営・維持管理	0	0	0	市・他			
	鎼	続	本市の収蔵施設(福山市及び神辺埋蔵文化財収蔵 庫、山野・田尻・沼隈民俗資料収蔵庫など)につい							
	うの		単、山野・田冼・冶版氏俗質科収 単など)につい て、適切に運営・管理する。							
	博物館等の収蔵資料の整理・	坑	③市文化財収蔵施設保管資料の整理・調査★	Ω		0	市・他			
	資	充		_		•	בון יווי			
	料		庫、山野・沼隈・田尻民俗資料収蔵庫など)の収蔵保							
	整		管資料を適切に保存し活用できるよう、目録作成など							
	理		の整理や調査を継続的に実施する。							
	調査	新	④小中学校及び交流館所蔵資料の把握調査★		0	0	市·他			
	査	規	地域の協力を得ながら、市内小中学校及び交流館に							
			保管されている資料の把握調査を実施し、記録保存を							
	4.0.0		行う。							
	1-2-3	-	①指定・登録文化財の保存整備・修理に伴い明らかにさ	0		0	市・他			
	文化	統	れた価値の顕在化							
	崩		保存整備・修理に伴い発掘調査や建造物の痕跡調査、文献調査などを実施し、価値の明確化を図る。							
	文化財の調	松本	重、	0		0	市・他			
	査	続続				•	ال ال			
	研究	1196	や文書の解読を実施し、デジタルアーカイブ化や目録							
	Į įį		の作成などを行う。							
	基づ	継	③福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)調査★	0		0	市・他			
	۲ı	続								
	価		るため、建造物、文献などの学術調査を実施する。							
	値	継	④神辺本陣(県史跡・県重文)に関する調査★	0		0	市·他			
	顕	続	建造物や文献調査などにより基礎情報を整理すると							
	在		ともに、その価値の明確化を図る。							
	の		⑤伝統的建造物の調査(指定候補案件)★	0	0	0	市·他			
	査研究に基づいた価値の顕在化の取組	続								
	小口	±r÷	実施し、指定等の保護措置を検討する。 ⑥史跡福山城跡の確認調査★	0	0	0	市・他			
		払充				\odot	III III			
		1	有無などを確認するための調査を実施し、価値の明確							
			化を図る。							
		拡	⑦福山市内の古墳の総合的調査★	0	0	0	市・他			
		充								
			特徴的な古墳について、把握調査や発掘調査などの各							
			種調査を行い、価値の解明と明確化を図る。							

(3/3)

	- 11 2				の主			月	又組時 其	y 妇
∠⋋⊞3	別方針		措置	◎:主 (体		財源	前期	中期	後期
/J ±]	ドカリノン亚ー		★:重点措置		力·支援	_	只1/1/5	~2025	~2030	~2033
	1 0 0		Style		地域	市	1 61	(R7)	(R12)	(R15)
査研究と伝		4	⑧仏像の3次元測量	0		0	市·他			
研 文	取づ文組い化	允								
光 监	た財		元測量を実施し、記録保存を行う。							
査研究と価値の顕在化い) 文化財の専門的な問	価の	tr	⑨市内砂留確認調査	0	0	0	市・他			
値事	世 調 の 査	充	○ 江戸時代に土砂の流出を防ぐため、市内に多く築造	_		0	کا ۔ دار			
顕門	期 研	76	された砂留の確認調査を実施し、その実態の把握に努							
個の顕在化専門的な調	在究化に		める。							
12 調	の基									
3	1-3-1	新	①指定・登録等文化財データベース作成★	0		0	市·他			
(3)調査成果の整理・データベース化と共有化の推進	財情デ報	規								
査	デ報 Iの		各種情報について、デジタル化によるデータベースを							
■ 「「」	タース		構築し、情報の一元管理を行う。							
の	タベースの構築の一元管理と文化		②埋蔵文化財に係る開発協議対応のシステム化★			0	市·他			
整	管	規								
埋.	のなる		度(令和3年度)実績)に及ぶ埋蔵文化財に係る開発							
デ	ースの構築の管理と文化		協議について、ICT 技術を活用したシステム化を実施							
	1-3-2	& Isla	し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図る。			•	/ıl-			
ベ		4	①市内遺跡発掘調査報告書の作成市内遺跡発掘調査の内容・成果について、報告書を			0	市・他			
	調査成果等の公開	깫	作成する。							
ん	屋	糾	(2)文化財調査報告書・保存整備報告書の作成	0		0	市・他			
2	等	続		_		•	בון יווי			
八 右	Ø A	196	査や保存整備の内容・成果について、報告書を作成す							
化	開開		る。							
が		継	③東京阿部家資料翻刻資料の発刊	0		0	市·他			
進		続	東京阿部家資料調査の内容・成果について、翻刻書							
			を作成する。							
		ı	④発掘調査成果を活用した市内巡回展の開催★	0	0	0	市·他			
		充								
			になったことなどを実物やパネルなどを用いて、図書							
			館などの公共施設で巡回展示を実施する。							
		-	⑤現地説明会・見学会の実施★	0	0	0	市·他			
		充								
		++				6	+ 14			
				O		0	巾・他			
		兀								
		充	発掘調査や保存整備の現地説明会・見学会を実施する。 ⑥「ふくやま文化財マップ」の更新★	0		0	市・他			

第2節 文化財の保存・活用の推進に関する措置

本節では、第4章第2節「2 文化財の保存・活用の推進」(大方針2)で示した分野別 方針ごとに措置を設定します。

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置とその展開

(1/6)

			措置	措置 ◎:主ſ	は	本等			り 担 時 其 中 期	
分野	別方針		★:重点措置	〇:協:	力·支援 地域		財源		~2030	後期 ~2033
① 文	2-1-1 文	継続		0	地域	©	市·他	(R7)	(R12)	(R15)
化財を大切に	文化財情報の共有化と文化財保護の啓発	拡充	化財の紹介を行う。 ②ホームページや SNS 等による情報発信の推進★ 市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学びや観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームページや SNS で歴史文化に関する情報の発信を行う。	0		0	市·他			
はする心づくい	7化と文化財	継続	③文化財年報の発刊			0	市·他			
(1)文化財を大切にする心づくりと体験・学習機会の確保・	味護の啓発		④【再掲】埋蔵文化財に係る開発協議対応のシステム化 ★ 現在、紙媒体で対応している年間約1,700件(2021年度(令和3年度)実績)に及ぶ埋蔵文化財に係る開発協議について、ICT技術を活用したシステム化を実施し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図る。			0	市・他			
云の確保・充実		新規	⑤福山の文化財ポータルサイトの開設	0		0	市・他			
実		新規	⑥福山市の通史の概要版の作成 本市の歴史文化の特性をわかりやすく伝え、学びの きっかけにしてもらうため、通史の概要版を作成す る。		0	0	市・他			
	2-1-2 文化財を生かしたふる	-	①郷土読本「大好き!ふくやま」を活用した郷土学習の 推進★ 市内各小学校・義務教育学校に配布されている郷土 読本「大好き!ふくやま」(福山市教育委員会発刊) を活用し、学校教育におけるふるさと学習を推進す る。			0	市・他			
		継続	②学校給食における郷土料理の提供		0	0	市・他			
	さと教育の推進	継続	③学校教育における文化財を教材とした授業の推進 地域に残る歴史的建造物や遺跡から発掘された遺物 などの実物を授業の教材として活用し、また文化財に 関する教材プリントなどを作成し授業で使用すること で地域の歴史文化への理解を促進する。		0	0	市・他			
		新規	④(仮称)こどもふくやま博士の養成			0	市・他			

(2/6)

	,)()]		2 人们别心体行 石州心脏运」に関する旧		の主任			目	又組時其	/ U / 泪
/\ m3	7 Dul - A l		措置	◎:主(本		D_1.0E	前期	中期	後期
万町	別方針		★:重点措置		カ・支援		財源	~2025		~2033
				所有者	地域	市		(R7)	(R12)	(R15)
1	2-1-2		⑤【再掲】福山の文化財ポータルサイトの開設	0		0	市·他			
文	ふ 文	規								
化	る化さ財		伝えるため、情報を一元的にまとめたポータルサイト							
財	とを		を開設する。							
눗	ふるさと教育の 文化財を生か-		⑥こども文化財ワークショップの開催★		0	0	市·他			
切	0) (規								
すい	推た進		所在する身近な文化財について、こどもたちで調べ、							
る			実際に現地を訪問する。	_						
(1)文化財を大切にする心づくりと体験	2-1-3		①出前講座の実施	0	0	0	市・他			
7	講関文	続								
ij	僕 わ 化		「福山の歴史と文化財について」及び「福山の歴史講							
<u>ک</u> ا نا	の講や		座」を継続的に実施する。							
14 験	座等の開催るわる講演会の開催を	継	②講演会等の実施	0	0	0	市·他			
	五义	続								
- 学習機会の確保	· (C	1.1	め、専門家などによる各種講演会を実施する。				— "			
機		-	①文化財めぐりの実施★	0	0	0	市・他			
会	保の文・体化	允								
確	充験財	٠	するため、年1回以上、文化財めぐりを実施する。				— //b			
葆	充験財機の		②伝統産業を体験する機会の確保★	0	0	0	市・他	• • • • •		
-	会ぐ	規								
充実	のり 確等		新などの伝統産業の体験機会を確保し、伝統産業への 理解やサンチの支付な図え							
	2-2-1	4hk	理解や担い手の育成を図る。			<u> </u>	+ //h			
2			①所有者・管理者への価値の継承と伝播	0		0	市・他			
文	化	続								
1七	崩		化財についての理解を深めてもらうため、現地調査や							
を	文化財の保存・	公小	保存整備などに伴い、その価値について説明する。 ②文化財調査に伴う専門人材の育成★			0	市・他			
保	存	胚 続				0	שור-נוו			
1 1	· 汗	496	住民などに参加してもらい、文化財の専門人材の育成							
活	角		を行う。							
用する	に	坑	③本市の歴史文化に関係する内容を専門分野とする専			0	市・他			
3	わわ		一門家とのネットワーク形成★			•	יווי וני			
(2)文化財を保存・活用する担い	活用に関わる担	76	専門的知見に基づいた文化財の保存・活用を推進す							
	担 い		るため、本市の文化財に関係する様々な分野の専門家							
ブブ	手		とのネットワークを形成する。							
手づくりと活動支援	• जा	拡	④文化財に関わる団体のネットワーク体制の構築★	0	0	0	市・他			
りと	団体の育成	充				٠	ا ا			
活	の 幸		や情報などを共有するため、団体の交流などを通じて							
動	成		ネットワーク体制を構築する。							
又接		拡	⑤自治会や各小学校区まちづくり推進委員会との連携	0	0	0	市・他			
1/2			強化★			_				
			市内各地域に所在する文化財を地域の宝として保							
			存・活用するため、文化財を活用した行事の実施や日							
			常的な維持管理などについて、自治会や各小学校区ま							
			ちづくり推進委員会との連携を強化する。							
		拡	⑥日常的な維持管理の実態の広報★	0		0	市・他			
		充								
			りなどの日常的な維持管理について、市ホームページ							
			や広報ふくやまなどで市民へ情報発信を行い、担い手							
		L	の確保を図る。							

(3/6)

					量の主任	本等		耳	D組時期	胡
分野	別方針		措置	◎:主(体 力•支援	2	財源	前期	中期	後期
73 11	171177 121		★:重点措置				771111		~2030	~2033
	0.0.1	14	@ 4 YT W 777 - 10 - 1 7 - 1 1 1 1 W 777 - 2 - 1 2 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		地域			(R7)	(R12)	(R15)
2	2-2-1	1 -	⑦生涯学習における文化財学習プログラムの創設			0	市・他			
文	育 文 成 化	充								
上	財		いて学習できる機会を確保するため、生涯学習として							
りを	の		文化財を学ぶことができるプログラムを創設する。							
文化財を保存	保 存		⑧無形民俗文化財の保存継承の推進★	0	0	0	市·他			
存		充								
活	活 用		査による記録作業を実施する。							
用用	用に		⑨「ふるさと文化財の森」の活用による安定的な原材料	0	0	0	国·市·			
する	関	允	の供給★				他			
担	わる		よるさと文化財の森に設定されている「備後熊野い 世界、まど思い、思さの原材料」なる「い世・の安安							
い	る 担		草圃」を活用し、畳表の原材料となる「い草」の安定							
手づ	い		的な供給を図り、生産に関わる人材の育成を行う。							
<	手	l	⑩選定保存技術の保存継承の推進★	0	0	0	国・市・			
9	寸	充					他			
活	体の		作」の人材の育成を行う。また、映像や現地調査による記録作業を行い、展示などで市民へ周知啓発する。							
動		4hlr				_	+ //h			
・活用する担い手づくりと活動支援	2-2-2	1	①文化財保護管理及び清掃謝礼	0	0	0	市・他			
抜	市	続								
	Ê		体へ、維持管理や清掃活動などに対して謝礼の支払い							
	民による文化財の保存・活用を支援する仕組み	立二	を行う。				± /h			
	文		②文化財の保存・活用に係る専門家相談制度の創設	0		0	市・他	• • • • •		
	د	規								
	りの		な知識・ノウハウの部分を補うため、文化財の専門家							
	保	立口	によるオンライン相談制度を創設する。			<u> </u>	± /h			
	仔・		③文化財の保存・活用を支える人や団体の顕彰制度の 創設★	0	0	0	市・他			
	适	兓								
	用		地域の宝である文化財の保存・活用を実施している 個人・団体を市民に周知するため、その活動を顕彰す							
	支		個人・団体を印式に向知りるため、その指動を顕彰りる制度を創設する。							
	援	ᆄ	© 門及で削取り ©。 ④地域の宝支援制度の創設★	0	0	0	市・他			
	9 る		市民や地域による主体的な文化財の保存・活用を推	_		0	שורינוי	• • • • •		
	催	炕	進するため、人的・財政的支援制度を創設する。							
	組み	站	⑤地域の宝相談窓口の創設★	0	0	0	市・他			
	ゔ゙	規		_		•	ال ال	• • • • •		
	づくり	쟀	管理など文化財全般に関する一元的な相談窓口を設置							
	9		する。							
	2-2-3	継	「) ○。 (1)歴史文化ガイドとの連携強化(廉塾、福山城)★	0	0	0	市・他			
		続	<u> </u>	_		•	کا در.			
	英	1,150	に関係する行事などを通じて、既存の歴史文化ガイド							
	歴史文化ガイドの育成		との連携を強化する。							
	岩	拡	②歴史文化ガイド養成講座の実施★	0	0	0	市・他			
	して	充		_		_				
	0		続講座や現地研修会などの養成講座を実施する。							
	育		③外国人観光客対応歴史文化ガイドの養成★		0	0	市・他			
		充				-				
	支援		現地研修会を実施し、外国人観光客対応歴史文化ガイ							
	援		ドを養成する。							
		新	④歴史文化ガイドプラットフォームの構築★	0	0	0	市・他			
		規								
			ニーズに対応するため、歴史文化ガイドプログラムを							
			一元的に集約したプラットホームを構築する。							
		新	⑤歴史文化ガイドプログラムの作成	0	0	0	市・他			
		規								
			ど多くの人に発信するため、新たなガイドプログラム							
			を作成する。							

(4/6)

				措置	の主	本等		耳	D組時 期	明
分甲 3	別方針		措置	◎:主(本		財源	前期	中期	後期
/J ±1	7月リノ」 业 [★:重点措置		力・支援		只1/1/5	~2025	~2030	~2033
	0.0.1	4	O L 11 B L 19 - 10 - 1	 所有者	地域		1 61	(R7)	(R12)	(R15)
3	2-3-1		①文化財保護法に基づく地方登録制度の検討			0	市·他			
文	文	規								
	財		保護法第 182 条第 3 項に基づく地方登録制度の創設を検							
りの	က္ည		計する。							
保	指定		②新たな文化財の指定・登録等の推進	0	0	0	市·他			
存	等	続								
向	^ 6		化を特色付ける文化財について、指定・登録等の取組							
if	文化財の指定等への対応		を継続して実施する。							
た 注	応		③指定・登録等文化財の保存活用計画の策定	0		0	市·他			
上 的		続								
措			を明確化し、計画的な保存整備を実施する。							
置	2-3-2	-	①福山市文化財保護指導委員会の開催			0	市·他			
保	文	続								
存	財		文化財保護指導委員の会議を年1回開催し、情報の共							
(3) 文化財の保存に向けた法的措置と保存管理への対応	文化財保護指導員との連携		有などを図る。							
性へ	護 岩		②文化財パトロールの実施(年2回)	0		0	市·他			
の	遵	続								
対	員		を中心に年2回パトロールを実施し、保存や管理の現							
<i>)</i> (C)	JO		状、き損状況、課題などの把握を行う。							
	連		③指導員と連携した文化財の調査や文化財保護の推進	0	0	0	市·他			
	携	充	*							
			地域の文化財の状況を把握している指導員を通じて							
			各種文化財調査や、市民や地元と連携した文化財の保							
			存・活用の取組を推進する。							
	2-3-3	-	①保存整備事業に係る専門家による助言・指導の実施	0		0	市·他			
	文	続								
	崩		等が必要になるため、専門家による助言・指導を実施							
	文化財の所有者等との連		する。							
	有	-	②文化財の公開機会の確保★	0	0	0	市·他			
	者	允	所有者・管理者等と連携し、文化財の公開機会の確							
	等と		保に努める。							
	ر م		③文化財所有者・管理者への文化財の取扱いに関する	0		0	市·他			
		允	知識を得る場の拡充★							
	携		現地確認や保存整備などを通じて、文化財所有者・							
			管理者へ各種文化財の取扱い方法・知識などについて							
	2-4-1	名山	助言や情報提供を行い、適切な文化財の管理を図る。 (①廉塾(特別史跡)の保存整備★	<u></u>			国・県・			
文 4	_	継続		0		0	古·他 市·他			
文化財)	文化財の保存	心	適切な保存・店用に向けて、保存店用計画及び整備 基本計画に基づき建物修理などの保存整備と駐車場な				שוי יוין.			
財化	財		基本計画に基づき建物修理などの保存整備と駐車場などの便益施設整備を実施する。							
の	の 保	公业	②福山城跡(史跡・建造物)の保存整備★			0	国·市·			
の保	斧	継続				9	色 円・			
存		小りじ	基本計画に基づき発掘調査や排水施設整備、建造物修				162			
· 活	整 備		選挙計画に基づき発掘調査や排水旭設整備、建垣物修理、石垣・建造物復元などの保存整備を実施する。							
活用及び整備		刻木	②二子塚古墳(史跡)の維持管理		0	0	国・市・			
及		続続				\odot	他			
り、教		小りじ	適切に保存・石用するため、早刈りや樹木男足、ト イレ清掃などの維持管理を継続して実施する。				162			
備		刻木	(4) 福禅寺(史跡)の保存整備★	0		0	国・県・			
		続続		9		J	市·他			
個		小りじ	福禅寺所蔵資料のガイダンス施設整備などの保存整備				in Te			
々の			無性 す が							
0)		l	で大肥りる。							

(5/6)

					の主	体等		耳	D組時 期	明
分野	別方針		措置	◎:主	体 力·支援	<u> </u>	財源	前期	中期	後期
,,,,			★:重点措置		地域		- 741,111	~2025		~2033 (R15)
	2-4-1	冬山水	⑤一宮(史跡・建造物)の保存整備★	川有祖	地坝	C (II	国・県・	(R7)	(R12)	(R15)
(4)文化財の保存	Z=4=1	-		_		0				
文	文	続					市・他			
比时	化		等の修理、環境整備を実施する。							
の	文化財の保存	継	⑥神辺本陣(県史跡・県重文)の保存整備★	0		0	国・県・			
保	保	続	建物のき損等に対して適宜応急修理を実施するとと				市·他			
			もに、適切な保存・活用に向けて建物の根本修理など							
活	整備		の実施を検討する。							
用用	備	継	⑦窪田次郎生家跡(市史跡)の保存整備★	0		0	市・他			
人 ない		続	適切な保存・活用に向けて、保存整備を実施する。							
・活用及び整備		継	⑧明王院(国宝)の保存整備★	0		0	国・県・			
備		続	適切な保存・活用に向けて、国宝明王院五重塔の美				市·他			
偪			観向上整備や仏像など所蔵資料の修理を実施する。							
々		継	⑨太田家住宅(重文)の保存整備★	0		0	国・県・			
の		続	適切な保存・活用に向けて、太田家住宅、太田家住				市·他			
人化			宅朝宗亭の保存修理を実施する。							
(個々の文化財)		継	⑩沼名前神社能舞台(重文)の保存整備★	0		0	国・県・			
		続	適切な保存・活用に向けて、保存活用計画を策定				市·他			
			し、鏡板の整備などを行う。							
		継	⑪常国寺唐門(県重文)の保存整備★	0		0	県·市・	ı		
		続	適切な保存・活用に向けて、保存修理を実施する。				他			
		継	⑫「世界の記憶」(市重文資料)の保存修理★	0		0	市・他			
		続	適切な保存・活用に向けて、「世界の記憶」に登録							
			されている「福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係資料」の保							
			存修理を実施する。							
		継	⑬埋蔵文化財などの災害復旧		0	0	п +			
		続	県史跡石鎚山古墳群や県天然記念物福山衝上断層奈				県·市・ 他			
			良津露頭などの災害復旧を実施する。				1世			
		継	④県指定・市指定文化財の保存整備の推進	0		0	県·市·			
		続	経年劣化等により保存整備が必要な県・市指定文化				他			
			財について、適切に応急処置や保存整備を実施する。							
		拡	⑤登録文化財の保存整備の推進(林家住宅主屋)	0		0	国・市・			
		充	経年劣化等により保存整備が必要な国の登録文化財				他			
			について、適切に応急処置や保存整備を実施する。							
		拡	⑥尾市1号古墳及び市内終末期古墳の指定に向けた取			0	市・他			
		充	組の推進★							
			発掘調査や調査報告書の整理などを行い、指定に向							
			けた取組を推進する。							
		拡	①収蔵・保管の場の確保・拡充			0	市・他			
		充	市所有の遊休施設などの活用を通じて、発掘調査で							
			出土した遺物や美術工芸品、民俗文化財などを適切に							
			収蔵・保管できる場を確保する。							
		拡	⑱ふるさと納税の対象事業拡大の検討★	0		0	市·他			
	1	充	文化財の保存整備の財源を確保するため、ふるさと							
			納税の対象事業の拡大を検討する。							
	1	拡	⑲クラウドファンディングなど新たな寄附制度の検討★	0	0	0	市·他			
		充	文化財の保存整備の財源を確保するため、クラウド							
	1		ファンディングなどを活用した新たな寄附制度を検討							
			する。							
	1	新	⑩文化財保護のための基金の創設★		0	0	市·他			
	1	規	文化財の保存整備の財源として、文化財保護のため							
			の基金を創設する。							

表 5-2 「大方針 2 文化財の保存・活用の推進」に関する措置とその展開

(6/6)

又 0 2	. / / / /	-1								/ U /
分野	別方針		措置 ★:重点措置	◎:主(○:協:	置の主(体 カ・支援 地域		財源	前期 ~2025 (R7)	文組時期 中期 ~2030 (R12)	後期 ~2033 (R15)
5	2-5-1	継	①文化財説明板・標柱の設置・改修★	0		0	市·他			
Ŭ ₩	整サ説備イ明	続	文化財についての理解を促し、円滑な周遊動線を確							
化	備イ明		保するため、現地及び現地周辺に統一的なデザインに							
財	りを表している		よる説明板や案内板、標柱の設置・改修を継続して実							
の安	の案		施する。							
(5)文化財の案内	- ン類の計画的なが板・案内板等の	拡	②文化財説明板の多言語化の推進★	0	•••••	0	市・他			
	関 版 的 等	充								
情報	なめ		板について、多言語化の記載や改修を実施する。							
・情報発信とガイダンス機能の強化	2-5-2	継	①【再掲】ホームページや SNS 等による情報発信の推進	0		0	市·他			
信	▼ 日 C T を活用 -	続	★							
と ガ	発C		市民や来訪者が本市の歴史文化について知り、学び							
イ	したり		や観光、現地訪問などに活用できるよう、ホームペー							
ダ	充 活		ジや SNS で歴史文化に関する情報の発信を行う。							
ンス	美用 ・	拡	②VR や AR などの最新技術を活用した手法の検討★	0		0	市·他			
機	・はた情	充	VR や AR などの最新技術を活用し、本市の文化財の魅							
能			力をわかりやすく情報発信する。							
強	2-5-3	継	①市民や団体と連携した誘導板の整備		0	0	市·他			
花	文	続	市民や自治会・各小学校区まちづくり推進委員会、							
	化时		文化財保存活用団体などと連携して、文化財の誘導板							
	^		を整備し、誰でも訪問しやすい環境をつくる。							
	<u>0</u>	拡	②【再掲】「ふくやま文化財マップ」の更新★	0		0	市·他			
	7	充	市内の指定・登録等文化財を位置図とともに掲載し							
	t		ている「ふくやま文化財マップ」を、市民によりわか							
			りやすい内容に更新を行う。							
	誘	新	③ウェブ文化財マップの作成と公開★	0		0	市·他			
	導	規	文化財の位置情報と概要をプロットした文化財マッ							
	10X の		プを作成し、ウェブで公開する。							
	文化財へのアクセス・誘導板の充実	新	④観光部署や道路管理者と連携した誘導板の整備			0	市·他			
	夫	規	自治体の観光部署や国道・県道・市道の各道路管理							
			者と連携し、交通量が多い道路などに文化財の誘導板							
			を設置する。							

第3節 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進に関する措置

本節では、第4章第2節「3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」(大方針3)で示した分野別方針ごとに措置を設定します。

表 5-3 「大方針3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」に関する措置とその展開 (1/2)

					の主	体等		耳	D組時期	
:	分野別方針		措置 ★:重点措置	◎:主(O:協;	本 力∙支援	<u> </u>	財源	前期 ~2025	中期 ~2030	後期 ~2033
			▼ . 呈点相直	所有者		市		(R7)	(R12)	(R15)
づ	3-1-1		①関連文化財群の周遊ルート及びマップの作成★	0	0	0	市・他			
	つ関	規								
6	なが、と		とができるよう、市民や地域、文化財保存活用団体な							
翼	か 化	&hlr	どと連携しながら周遊ルートとマップを作成する。			•	+ //L			
(関連文化財群、	。 りを け を の で り で り の の の の の の の の の の の の の の の		②日本遺産(鞆)の情報発信の強化★	0	0	0	市・他			
又化	持しの機	続	鞆の浦を舞台に認定された日本遺産のストーリーに ついて、ホームページやパンフレットによる周知、グ							
財	が 推進 に 文		ッズ販売、食の振る舞いイベントなどを通じて継続的							
群、	文に向		に情報発信を行う。							
日)つながりを持った文化財の保存関連文化財群の推進に向けた取組	拡	③2つの関連文化財群(港町・福山城)の取組★	0	0	0	市・他			
日本遺産	の た	充					1,1			
屋	保 組		町の形成」について、鞆まちづくりビジョンや史跡福							
	•		山城跡保存活用地域計画などの計画に基づき、鞆町伝							
	活		統的建造物群保存地区や史跡福山城跡など、関係する							
	用 に		文化財の調査や保存整備を行う。							
	よ		④3つの関連文化財群(古墳・街道・学問)の取組★	0	0	0	市·他			
	<u> </u>	規								
	1´´´ ̄ 値		ともてなし文化」、「福山の学問と文芸」について、							
	<u></u>		本市の歴史文化の魅力を特徴付けるものとして、終末							
	頭左		期古墳や特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅など、関係							
	花	立に	する文化財の調査や保存整備を行う。		<u> </u>	<u> </u>	士山			
	<u>اح</u>	新規		0	0	0	市・他			
	活用による価値の顕在化と魅力	戏	中氏や地域、団体などと連携しながら、16 の関連文化財群の周知方法や取組の検討を行う。							

表 5-3 「大方針3 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化の推進」に関する措置とその展開 (2/2)

				措置	の主	沐 笙		F	D組時期	B
۸ . ۱۳	77.1. 		措置	◎:主(ידי ידי		前期	中期	後期
分野	別方針			〇:協	力·支援	豆	財源	~2025	~2030	~2033
			★・主が 指位	所有者	地域	市		(R7)	(R12)	(R15)
- 2	3-2-1	継	①鞆町伝建地区内における伝統的建造物の特定の推	0	0	0	市·他			
保色	ま重	続	進							
任 向 世 切	ち要		鞆町伝建地区内の所有者と協議・連携しながら伝統							
保存地区、	まちづくり重要伝統的		的建造物の特定を推進し、町並み保存を図る。							
	り的	継	②補助制度を活用した修理・修景事業の実施	0	0	0	市・他			
人を	│ (建 鞆 造	続			_					
厨房	判物物		保存地区保存計画に基づき、鞆町伝建地区内の修理・							
保た	群		修景を継続的に実施する。							
(2)周辺環境を含めた文化財の(2)周辺環境を含めた文化財の	保	継		0	0	0	市・他			
開設	地	続	9			O	1.0			
	区	継		0	0	0	市・他			
一保ンで	保	続		_)	1.1.			
~、1 /	存	1,50	収集・発信や相談業務などを行いながら空き家所有者							
早 活	対		と空き家利活用希望者のマッチングを行い、空き家の							
日本遺産)	まちづくり(鞆)重要伝統的建造物群保存地区の保存対策と		再生活用により町並み保存を促進する。							
産に	3-2-2	継		0	0	0	市・他			
日本遺産) 日本遺産)	文	続								
文	化		ついて、ホームページやパンフレットによる周知、グ							
1L の	財 保		ッズ販売、食の振る舞いイベントなどを通じて継続的							
薫	存		に情報発信を行う。							
<u> </u>	文化財保存活用ゾー	拡	②2つの文化財保存活用ゾーン(鞆・福山城周辺)の取	0	0	0	市・他			
しい	リッグ	充	組★							
	Ţ		文化財保存活用ゾーン「中央地区」、「南部臨海地							
域	0		区」について、鞆と福山城を中心に文化財の保存と活							
7	推		用を継続して実施する。							
地域づくり	ンの推進に向け	新	③北東部地区(神辺)における文化財保存活用ゾーンの	0	0	0	市·他			
	向	規	取組★							
重	け		文化財保存活用ゾーン「北東部地区」について、新							
伝	た 取 組		たに神辺宿や古墳を中心に文化財の保存と活用に係る							
(重要伝統的建造物群	組		取組を実施する。							
的		新	④文化財保存活用ゾーンの周知とまちづくりの促進	0	0	0	市・他			
造		規	市民や地域、文化財保存活用団体などと連携しなが							
物			ら、9つの文化財保存活用ゾーンの周知方法やまちづ							
群			くりの促進の検討を行う。							

第4節 文化財の危機管理の機能強化に関する措置

本節では、第4章第2節「4 文化財の危機管理の機能強化」(大方針4)で示した分野 別方針ごとに措置を設定します。

表 5-4 「大方針 4 文化財の危機管理の機能強化」に関する措置とその展開

(1/2)

1207	「人力	业 1	4 文化財の危機自座の機能強化」に関する		の主			Ħ	又組時其	H (1/Z
() m=	* D. I — L A I		措置	⋾⋴⋴ ⊚∶主ſ		平寸		前期	中期	n 後期
分對	別方針			〇:協:	力·支援	<u> </u>	財源	~2025		~2033
				所有者	地域	市		(R7)	(R12)	(R15)
1	4-1-1	1	①市民への文化財に関する防災意識の啓発★		0	\odot	市·他			
文	文	充	文化財に関する防災について、現地で意識を啓発す							
化	化 財		る注意板の設置やホームページでの啓発、防災設備整							
財の	ő		備事業に伴う見学会などで市民へ啓発を行う。							
防	防然		②文化財防火デーに伴う消防訓練の実施★	0	0	0	市·他			
災	意	続								
(1)文化財の防災対策の推進	文化財の防災意識の醸成		て文化財防火訓練を継続して実施する。							
ô	醸		③所有者・管理者への文化財防災マニュアル等の周知	0		0	市·他			
推	成	充								
進			するためのマニュアル等の周知を行い、日頃から防災							
			に備える。							
			④所有者・管理者への文化財防災に係る講習会の実施	0		0	市·他			
		規								
		ΔĽ	た講習会・講演会を実施する。 ⑤福山市の災害史の作成			<u> </u>	+ /			
		新 規			0	0	市·他			
		쟜	歴史的な本市における災害の歴史や痕跡を整理し、 今後の防災に備える。							
	4-1-2	幺 坐	「一後の的次に哺える。 (①鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画に基づく防災	0	0	0	市・他			
	七物舌	4	○特別は初い度は初年保存地区の及計画に参うのが、対策の推進★		0	•	יווי ווי			
	け、群要	496								
	は保保に		火器や自火報の設置などを推進する。							
	影 仔 稅									
	Gける防災対策 物群保存地区に 里要伝統的建造									
	10.10									
	4-1-3	4	①文化財管理補助事業(防災設備保守点検費補助)の	0		0	市·他			
	時指	続	実施★							
	双正応・		指定文化財の設置・整備された防災設備の点検・保							
	、登		守に係る費用に補助し、設備の適正な稼働を維持す							
	復 球 旧 文	Able	る。				/ıl.			
	時対応、復旧等)指定・登録文化財の防災		②総合防災に対応する防災設備の設置・改修★	0		0	市·他			
	が	続								
	防	4nk	に係る設備の整備を実施する。			<u> </u>	+ /			
			③福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)防災施設整備★ 史跡福山城跡の枢要な構成要素でもある重要文化財			0	市·他			
	対策	続	建造物(伏見櫓・筋鉄御門)の防災設備整備を行う。							
	R L	±r÷	建垣物((人見僧・肋鉄御門)の)の大設備登備を行う。 ④文化財のハザードマップの作成	0	0	0	市・他			
	防止、	拉充			9	\odot	יוי, ופ			
		76	防災対策をハザードマップとして作成する。							
	避 難	新	⑤防災設備の現況確認・点検の実施★	0		0	市・他			
		規		_		•	שון יווי			
	緊急	796	認することで、適正な設備の維持を継続する。							
			Page V O C C / VGTT ORBY NITE SALEMA CARENDO V O O	l						

(2/2)

分野別方針					措置の主体等			取組時期		
		★:重点措置		◎:主体		財源	前期	中期	後期	
				_	力・支援		只///	~2025	~2030	~2033
	1 1 1 0	4			地域	市	1 61	(R7)	(R12)	(R15)
1	4-1-3	新	⑥指定・登録文化財等の所有者・管理者への災害時対	0	0	0	市·他			
文	案 災 指	規	応・体制の確認★							
化	時策・		災害発生時に備え、日頃から文化財所有者へ連絡体							
の	緊急時対応、 災対策(防・ 指定・登録・		制の確認を行う。							
防		新	⑦文化財災害対応マニュアルの作成	0	0	0	市·他			
以	復旧等)	規	文化財の種別や特性、地域に合わせた災害時の対応							
策	等避財の		方法をマニュアルとして整理する。							
の ##	が無い。									
(1)文化財の防災対策の推進	4-1-4	継	 ①【再掲】文化財防火デーに伴う消防訓練の実施★	0	0	0	市・他			
. —		続				•	1,7 10			
	の 実施	1,50	て文化財防火訓練を継続して実施する。							
	施訓練									
<u> </u>	4-2-1	拡	 ①市民への文化財に関する防犯意識の啓発★	0	0	0	市・他			
(2)文化財の防犯対策の推進	_	充				•	מון יווי			
又化	企	,,,	る注意板の設置やホームページでの啓発、防犯設備整							
崩	財の		備事業に伴う見学会などで市民へ啓発を行う。							
の	文化財の防犯意識の醸成	継	②美術工芸品実態調査を通じた防犯対策の指導★	0		0	市・他			
犯	犯	続					" " " "			
対	識		含む)のリストの作成を行うとともに、個別に所有者							
策の	の無辞		に向けた防犯対策の確認・指導を行う。							
推	成	継	③総合防災に対応する防犯設備の設置・改修★	0		0	市·他			
進		続	文化財の保存整備に連動し、文化財の総合的な防犯							
			に係る設備の整備を実施する。							
			④【再掲】福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)防災施設整備	0		0	市·他			
		続								
			史跡福山城跡の枢要な構成要素でもある重要文化財							
			建造物(伏見櫓・筋鉄御門)の防災設備整備を行う。							
		拡	⑤所有者・管理者への文化財防犯マニュアル等の周知	0		0	市·他			
		充								
			するためのマニュアル等の周知を行い、日頃から防犯							
		+,-	に備える。				+ 111.			
			⑥防犯設備の現況確認・点検の実施★	0		0	市・他			
		規	文化財に整備・設置されている防犯設備の状況を確認・点検することで適切な設備の稼働を維持する。							
		立仁	高・	0		0	市・他			
			の確認★			0	m.46			
		枕	防犯のため、日頃から文化財所有者と防犯体制及び							
			関係機関との連携体制を確認する。							
	4-2-2	拡	①【再掲】所有者・管理者への文化財防犯マニュアル等	Ω		0	市・他			
			の周知			٠	کار در،			
	2000年	رُ	国・県・市と連携した文化財を犯罪から守り、保存							
	知識		するためのマニュアル等の周知を行い、日頃から防犯							
	<u>0</u>		に備える。							
	防犯知識の習得	新	②所有者・管理者への文化財防犯に係る講習会の実施	0		0	市·他			
	াব	規	文化財防犯の専門家等による所有者や管理者に向け							
			た講習会・講演会を実施する。							
							-			

第5節 文化財の保存・活用を支える体制の確立に関する措置

本節では、第4章第2節「5 文化財の保存・活用を支える体制の確立」(大方針5)で 示した分野別方針ごとに措置を設定します。

表 5-5 「大方針 5 文化財の保存・活用を支える体制の確立」に関する措置とその展開 (1/2)

200	. / (/)	<i>~</i> `	2 人間別の休日 石川を文元の仲間の確立」				C -7/10			/ _ /
					の主任	本等			又組時其	明
分野別方針			措置		◎:主体			前期	中期	後期
刀邽	「ハリノ」业「		★:重点措置		カ・支援		財源	~2025		
				所有者	地域	市		(R7)	(R12)	(R15)
1	5-1-1	拡	①市民による調査・研究成果の発表・展示等の支援	0	0	0	市·他			
(1)市民の参加	保市 存民 ·	充				Ů		l		
		76	市民が成果を発表できる場や展示の機会を確保する。							
氏の										
会			②市民による文化財調査体制の構築	0	0	0	市·他			
加		規	市民が独自に文化財や歴史文化の調査を行い、相互							
,3H	公加		にノウハウや成果を共有できる組織的な体制を構築す							
協	() () () () () () () () () () () () () (る。							
働		新	③文化財保護法に基づく文化財保存活用支援団体の指			0	市・他	•		
ط			定の検討★			0	יווי פון			
地域	り文化	쟜								
計	化		文化財を対象に保存活用を行う団体を指定し、文化							
 	財		財を核としたまちづくりや地域活性化を行う仕組みづ							
総	の		くりを検討する。							
協働と地域社会総がかりの体制づくり	5-1-2	継	①一口町方衆(鞆)の取組の推進★		0	0	市·他			
か	の文	続				•				
9	か 又 ネ 化	小りじ								
() ()	₩/ 8+		ロ町方衆を財源として実施する事業などで県と連携し							
14	トの		ながら推進する。							
ا ا		拡	②【再掲】文化財に関わる団体のネットワーク体制の構	0	0	0	市·他			
\ \bar{\}		充	築★							
IJ			本市で活動する文化財保存活用団体同士のノウハウ							
	く留		や情報などを共有するため、団体の交流などを通じて							
	りに向けた市		ネットワーク体制を構築する。							
							— /·I.			
			③【再掲】文化財の保存・活用に係る専門家相談制度の	0	0	0	市·他			
		規	創設							
	内内		市民や地域が文化財の保存・活用を行う際に専門的							
	外外		な知識・ノウハウの部分を補うため、文化財の専門家							
	かの支援者等		によるオンライン相談制度を創設する。							
			④ふくやまの文化財応援者登録制度の創設★		0	0	市・他			
					O	0	שוייווי			
		規								
	_		度を新たに創設する。							
(2)関係機関及び学識経験者等との連携	5-2-1	継	①文化庁や広島県教育委員会等との連携★			0	市·他			
	関係機関・自	続	文化財の保存と活用を効果的・効率的に実効性をも							
			って実施するため、関係機関の中でも文化庁・広島県							
機			県教育委員会文化財課との連携を行う。							
貿		冬山	宗教育委員会又同知味との連携を刊り。 ②廉塾や福山城と縁のある自治体との連携★			<u></u>	市・他			
及					0	0	Ф.ПП			
<u> </u>	活	続								
字	体		戸市など)、水野家や阿部家といった福山城にゆかり							
級	کے		のある家に関わる刈谷市や東京都文京区と調査や情報							
験	自治体との連携		発信などで連携した取組を行う。							
者	携	糾	③NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会と連携した「世	0	0	0	市・他			
等	,,,		別での			9	יוי ופ			
کے		깫								
の			福禅寺が所蔵する「世界の記憶」である朝鮮通信使							
進			資料を活用して、イベントの開催や縁地連絡協議会と							
汚			連携した取組を行う。	<u> </u>			<u></u>	<u> </u>		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							

表 5-5 「大方針 5 文化財の保存・活用を支える体制の確立」に関する措置とその展開 (2/2)

			3 人間別の休日 石川を文元の仲間の確立」			-				
			14.00	措置の主体等				取組時期		
分野別方針		****	◎:主体			財源	前期	中期	後期	
/J ±1	ノ」キドカリノ」並(力・支援		划源	~2025	~2030	~2033
				所有者	地域	市		(R7)	(R12)	(R15)
<u> </u>	5-2-1	新	④(仮称)福山市文化財保存活用地域計画推進協議会	0	0	0	市·他			
2		-	の設立			0	.,, ,			
関	人	戏								
係			地域計画に定める措置の進捗を確認し、実効性を持							
機	関 係 機 関		った内容となるよう検討を行うため、関係者で構成す							
関	•		る協議会を設立する。							
及び	自	坑	⑤文化財を通した備後圏域の自治体との連携★			0	市・他			
学						•	יווי פון			
部	自治体との連携	充								
経	ا ک		中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原							
験	連		市) で関係する文化財の情報発信やイベントなどを連							
者	携		携して行う。							
等	5-2-2	松	①【再掲】美術工芸品実態調査★	0		0	市·他			
(2)関係機関及び学識経験者等との連携		-		_		•	111 - 165			
か	ᇫ	称冗	市内に所在する様々な宗派や時代の寺院・神社が所							
建権	-		有する仏像などの美術工芸品について現地調査を実施							
巧	学		する。							
	識	継	②【再掲】神辺本陣(県史跡・県重文)に関する調査★	0		0	市・他			
	経	続				_				
	野	1196	ともに、その価値の明確化を図る。							
	大学・学識経験者等との連携	Abb					/il.			
	غ		③【再掲】福山城伏見櫓・筋鉄御門(重文)調査★			0	市·他			
	の	続								
	連		るため、建造物、文献などの学術調査を実施する。							
	携	継	④文化財に関係する各種団体との連携★			0	市·他			
		続				_				
		1196	などを情報収集するため、協議会や研究会などに参加							
			する。 							
			⑤【再掲】本市の歴史文化に関係する内容を専門分野と			0	市·他			
		充	する専門家とのネットワーク形成★							
			専門的知見に基づいた文化財の保存・活用を推進す							
			るため、本市の文化財に関係する様々な分野の専門家							
			とのネットワークを形成する。							
	5–3–1	和环	①文化財関係職員のスキルアップ★			0	市・他			
(3)文化財行	_	-	_			Θ	111.16			
文	文 化 財 行	続								
化	16 1 14		専門的な研修などに参加し、文化財関係職員のスキル							
財	行		アップを図る。							
行		継	②文化財専門職員の増員・人材確保★			0	市·他			
以及	体	続				Ū	1,5			
及 7 K	制	リシレ								
广	政体制の充実・		保を検討する。							
内	実		③本計画に基づく事業の進捗管理★			0	市·他			
連		規	本計画に基づく事業の実施状況やスケジュールにつ							
携	強 化		いて、担当部署及び庁内全体で進捗管理を行い、円滑							
() 	15		な実施を図る。							
政及び庁内連携の体制	5-3-2	新	①関係部署による横断的な協力体制の構築★			0	市·他			
ر س		規				۳	יוי וני			
の充実	強制庁化の内									
実	充連		財保護部局である文化振興課及び関係部署による横断							
	光 選 実 携		的な協力体制を構築する。							
	夫 携 ・ 体									
	- 14	<u> </u>								